

令和4年度明石市婚活支援事業補助金 募集要領

1. 趣旨

「SDGs 未来安心都市・明石～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」をまちづくりの目指す姿に掲げ、将来にわたり活力ある持続可能なまちを実現するため、若い世代の結婚に繋がる婚活支援を行い、転入者及び定住者の増加を図るとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目のない支援」の取り組みを進めます。具体的には、独身男女の出会いの場の積極的な創出を図る事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、持続的な活動として、地域に定着させることを目的とします。なお、補助金の交付に関しては、明石市補助金等交付規則（平成13年規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めます。

2. 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、結婚を希望する独身者を対象に市内で実施する、男女の出会いの機会を創出するイベント等（以下「イベント等」という）とし、次のいずれの要件も満たすものが補助金の対象となります。

- (1) 政治活動や宗教活動、営利を目的としないこと
- (2) 参加者は男女ともに独身かつ概ね20歳以上とし、参加者の総数は10人以上とする
※参加者の半数以上が市内に在住または勤務するものとなるよう努めること
- (3) 参加者は、男女同数を目標に募集すること
- (4) 参加費を徴収する場合は、飲食代等の実費徴収程度であること
- (5) 公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でないと認められる内容を含まないものであること
- (6) 交付決定時に事業に着手していないこと
- (7) 特定の構成員のための福利厚生を目的としていないこと

3. 補助対象者

補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市内に住所または所在地を有する団体等とします。ただし、次のいずれかに該当するものは対象となりません。

- (1) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とするもの
- (2) 公益を害する恐れのある事業を行うもの
- (3) 明石市暴力団排除条例（平成24年3月28日条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団またはその構成員の統制下にあるもの
- (4) その他市長が不適當と認めるもの

4. 補助対象経費

補助の対象となる経費は、下の表に掲げる経費とし、補助金の交付決定日以前に執行した経費については、補助の対象となりません。

経費区分		内容
報償費		講師等謝金
旅費		イベント等実施に係る補助事業者の交通費
需用費	消耗品費	事業の実施に必要な消耗品（景品・記念品等を除く）
	食糧費	食事等を提供するための経費
	印刷製本費	ポスター、チラシ等の作成費
	燃料費	事業実施に係る借上げ車両の燃料代等
役務費	通信運搬費	郵送料等
	保険料	損害保険料等
使用料及び賃借料		会場使用料、物品や車両のレンタル料

- ・レシート（又は領収書）原本の添付が必要です。
- ・領収書は、何を買ったか明記してください（どこの店で、何を、いくら分）
- ・参加者募集の広報をした場合、1部添付してください

5. 補助額

5万円を上限とし、同一の補助事業者が、同一年度内に複数の事業を行う場合でも補助額は、5万円を上限とします。

6. 申請期間

ご持参 _____：令和4年8月10日（水）から令和5年1月31日（火）まで
メール、郵送：令和4年8月16日（火）から令和5年1月31日（火）まで

7. 事業実施期間

補助を行うことを決定した日から、令和5年2月28日までの間に開催され、完了する事業とします。

8. 事業実施における留意事項

- (1) 参加者からのクレームや苦情に対しては誠意を持って対応するとともに、市からの事情聴取の申し出等があった場合はこれに従って下さい。
- (2) 事業の実施にあたって、特定物品の販売、あっせんまたは本事業以外の業務への勧誘など、本事業の趣旨を逸脱する活動を行わないようにして下さい。
- (3) 本事業の実施にあたり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び明石市個人情報保護条例（平成13年3

月 28 日条例第 1 号) に基づき適正に取り扱うこととし、事業完了後においても同様とします。

- (4) イベント等への申込者や参加者の個人情報、補助事業者の責任の下、厳重に管理することとし、他の目的に利用することは固く禁止します。
- (5) 補助事業者は参加者の個人情報の問い合わせには、事前事後を問わず応じないようして下さい。
- (6) 補助金の交付決定後、参加者を募集した結果、参加者が予定数を大幅に下回る場合、または参加者が集まらず事業を実施できない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。この場合において、参加者募集に要した経費について、補助を行いません。
- (7) 虚偽その他不正の手段により、補助金を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消し、その全部又は一部を返還させることがあります。
- (8) 市からイベント等の実施状況等に関する報告を求められた場合、その状況について報告して下さい。
- (9) 補助事業者は、補助事業年度及び当該年度以降において、本事業に参加した男女が成婚した場合に、市へ報告するものとします。補助事業者は参加者に対して案内に明記するなどして報告を依頼するようして下さい。
- (10) 広報物(チラシ等)を発行する際には、本補助金を受けていることを明記して下さい。
 《記載例》 『この事業は、「令和4年度明石市婚活支援事業補助金」の交付を受けて実施するものです』など
- (11) イベント等の内容に応じて、イベント保険などに加入するよう努めて下さい。
- (12) イベント等の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、参加者が安心して参加できるよう努めてください。

9. 交付申請

補助事業者は、次の書類を明石市市民生活局市民協働推進室男女共同参画課に持参してください。

※令和4年8月16日(火)からは、メールや郵送でも受け付けます。

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 実施団体概要書
- (5) 団体等の規約
- (6) 参加者募集チラシ案
- (7) その他市長が必要と認める書類

10. 交付決定

市は6. の募集期間内に提出された9. の交付申請について、補助事業等の内容が本要領に定める要件に適合しているか審査し、適当であると認めるときは、

予算の範囲で速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により、補助事業者へ通知します。この決定には、必要に応じて条件を付すことがあります。

1 1. 補助事業の変更等

(1) 補助事業者は、10. の決定を受けた補助事業について次のいずれかに該当する場合は、補助事業変更申請書等を提出し、その承認を受ける必要があります。

①補助事業を中止するとき

②補助事業の重要な部分の変更があるとき

(2) (1) の申請が適当であると認めるときは、補助事業変更（中止）承認決定通知書により、補助事業者へ通知します。

1 2. 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了日から30日以内または令和5年2月28日のいずれか早い日までに、次の書類を提出するものとします。

(1) 補助事業等実績報告書

(2) 事業報告書

(3) 収支決算書

(4) 補助事業に要した経費の支出の状況が分かるもの（※領収書など、購入者、購入先、購入品目および購入金額が分かるもの）

(5) 開催時の写真・参加者募集チラシなど実施状況が分かるもの

(6) その他市長が必要と認める書類

1 3. 補助金額の確定

市は、実績報告書等の提出後、その内容の審査を行い、補助事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると認められた場合は、交付すべき補助金額を確定し、補助事業者へ通知します。

1 4. 補助金の交付

補助事業者は、補助金確定通知書を受領後、補助金の請求書を提出してください。市は、請求書を受領後、補助事業者に対して、補助金を支払います。

1 5. 補助金交付決定の取り消し・返還

補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

(1) この要領の規定に違反したとき

(2) 補助金を補助対象事業又は補助対象経費以外に使用したとき

(3) 申請内容及び報告内容に虚偽があると判明したとき

(4) 交付決定の内容に違反したとき

<参考> 関連様式

補助金等交付申請書

年 月 日

明石市長 様

所在地
名称
代表者氏名

つぎのとおり補助金等の交付を受けたく、明石市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者*のいずれにも該当しないことを併せて誓約いたします。

なお、該当するか否かの確認が必要なときは、明石市が兵庫県明石警察署長に照合することを承諾します。

1 交付申請額	円				
2 事業名等	令和4年度明石市婚活支援事業(事業名 ○○○○)				
3 事業等の目的および内容					
4 事業費	総額	財 源 内 訳			
	円	市補助金	市以外の補助金	寄付金その他	自己負担
5 同上財源の割合		%	%	%	%
6 着手予定期日	着手年月日 完了年月日				
7 添付書類	・事業計画書 ・収支予算書 ・実施団体概要書 ・団体等の規約 ・参加者募集チラシ案				

*暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者とは以下のとおりです。

- (1)指定暴力団員
- (2)指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (3)法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの。
- (4)指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号を除く。)

事業計画書

事業名			
実施日時	年	月	日
実施場所			
参加対象者			
募集定員	名	(内訳)独身男性 独身女性	名 名
参加費	有 (男女とも 円) ・ 無		
事業内容	<事業の概要>		
	<スケジュール>		
	(時 間)	(内 容)	
	～		
	～		
	～		
<広報計画>			
1 チラシ配布(市民センター、ウィズあかし、明石市立市民図書館)			
□希望する(配布希望時期: 月 日頃) □希望しない			
2 市ホームページへの掲載			
□希望する(掲載希望時期: 月 日頃) □希望しない			
3 あいサポ会員への情報提供			
□実施予定(情報提供予定時期: 月 日頃)			
*あいサポ応援団への登録 □登録済 □登録予定			
□実施しない			
4 その他(上記以外の広報予定があれば記入してください)			
備 考			

※この計画書の他に企画書等、事業の詳細を示す資料があれば添付すること。

収支予算書

1 収入の部

経費区分	予算額	摘要
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

経費区分	予算額	摘要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

実施団体概要書

団体名	
所在地	
代表者職・氏名	
事業担当責任者 ※代表者と事務局が異なる場合は、両方の連絡先を記入	職・氏名 住所：〒 TEL: FAX: E-Mail:
設立目的	
事業内容	
構成員数 (※任意団体のみ)	

※構成員の名簿を添付してください。(任意団体のみ)

補助金等交付決定書

第 号

年 月 日

様

明石市長

令和 年 月 日付で申請のあつた補助金等の交付については、つぎのとおり決定

したので、明石市補助金等交付規則第5条の規定により通知します。

1 補助事業名	令和4年度明石市婚活支援事業(事業名 ○○○○)
2 交付金額	円
3 条件	
4 注意事項	
(1) 補助事業等の内容を変更し、中止し、または廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。	
(2) 事務取扱を厳正にし、補助金の交付の目的以外に使用してはならない。	
(3) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求め、または実地調査を行なうことがある。	
(4) 補助事業等が完了したときは、30日以内に、補助事業等実績報告書に、収支決算書および市長が必要と認める書類を添えて提出すること。	

補助事業等実績報告書

年 月 日

明石市長 様

所在地

名称

代表者氏名

補助事業等が完了しましたので、明石市補助金等交付規則第11条の規定により、その実績をつぎのとおり報告します。

1 補助事業名等	令和4年度明石市婚活支援事業(事業名 ○○○○)
2 完了期日	
3 交付金額	
4 補助事業の成果	
5 添付書類	・事業報告書 ・収支決算書 ・補助事業に要した経費の支出の状況が分かるもの(領収書等) ・実施状況が分かるもの(開催時の写真・参加者募集チラシなど)

事業報告書

事業名			
実施日時	年	月	日
実施場所			
参加対象者			
参加者数	名	(内訳)独身男性 独身女性	名 名
事業報告	<事業の概要>		
	<スケジュール>		
	(時 間)	(内 容)	
	～		
	～		
	～		
<事業効果>			
備 考			

収支決算書

1 収入の部

経費区分	予算額	決算額	摘要
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
計	円	円	

2 支出の部

経費区分	予算額	決算額	摘要
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
計	円	円	